

第73回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

令和5年6月23日 開会

伊方町議会

第73回伊方町議会定例会会議録(第2号)

| | |
|-------------------------------|---|
| 招集年月日 | 令和5年6月23日 |
| 招集の場所 | 伊方町庁舎4階議場 |
| 開会(開議) | 6月23日 11時00分宣告 |
| 出席議員 | 1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 6番 清家慎太郎 7番 福島 大朝 8番 山本 吉昭 9番 小泉 和也 10番 中村 敏彦 11番 吉川 保吉 12番 阿部 吉馬 13番 菊池 隼人 |
| 欠席議員 | なし |
| 欠 員 | 14番 |
| 本会議に職務のため出席した者の氏名 | 事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名 | 町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 下向 栄治 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 観 光 商 工 課 長 三好 要 農 林 水 産 課 長 林 栄作 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 会 計 室 長 阿部 友樹 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂 |
| 町長提出議案の項目 | 議案第53号 亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修工事請負契約の締結について 議案第54号 茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の締結について 議案第55号 川の浜地区法対策工事請負契約の締結について 議案第56号 残土置き場造成工事請負契約の締結について 議案第57号 町道宇和海線道路改良工事(6工区)請負契約の締結について 議案第58号 町道三崎地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について 議案第59号 障がい者グループホーム新築工事(建築)請負契約の締結について 議案第60号 三崎製氷施設の指定管理者の指定について 議案第61号 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について 議案第62号 伊方町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について 議案第63号 公有水面埋立の意見答申について 議案第64号 財産の無償貸付について 議案第65号 財産の無償貸付について |
| 議員提出議案の項目 | 発議第5号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求 |

| | | |
|------------|--|--------------|
| | める意見書の提出について | |
| 委員会提出議案の項目 | なし | |
| その他 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件 亀ヶ池温泉対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 | |
| 議事日程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条） | |
| 会議録署名議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条） | |
| | 5 番 末光 勝幸議員 | 6 番 清家 慎太郎議員 |

伊方町議会第73回定例会議事日程（第2号）

令和5年6月23日(金)
午前11時00分開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修工事請負契約の締結について（議案第53号）
- 第 3 茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の締結について（議案第54号）
- 第 4 川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について（議案第55号）
- 第 5 残土置き場造成工事請負契約の締結について（議案第56号）
- 第 6 町道宇和海線道路改良工事（6工区）請負契約の締結について（議案第57号）
- 第 7 町道三崎地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について（議案第58号）
- 第 8 障がい者グループホーム新築工事（建築）請負契約の締結について（議案第59号）
- 第 9 三崎製氷施設の指定管理者の指定について（議案第60号）
- 第10 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について（議案第61号）
- 第11 伊方町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について（議案第62号）
- 第12 公有水面埋立の意見答申について（議案第63号）
- 第13 財産の無償貸付について（議案第64号）
- 第14 財産の無償貸付について（議案第65号）
- 第15 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について（発議第5号）
- 第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 第17 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第18 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第19 亀ヶ池温泉対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第20 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

1 閉会宣告

再開宣告（11時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第73回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 「議事日程報告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありであり、それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、19日の本会議と同様、5番 末光勝幸議員、6番 清家慎太郎議員を指名いたします。

議案第53号

○議長（菊池隼人） 日程第2「亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修工事請負契約の締結について」議案第53号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好 要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好 要） 議案第53号 亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

この工事は、亀ヶ池温泉の給排水設備が、愛媛県公衆浴場設置等の基準等に関する条例にもとづき、温泉営業を継続するにあたり、同条例に合致するよう改修するものでございます。

工事の概要につきましては、機械設備工事、1次側電気設備工事、機械基礎工事一式でございます。

去る、5月29日、指名競争入札を実施した結果、四電エンジニアリング株式会社原子力本部伊方支社が、8,250万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和5年11月30日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号「亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 54 号

○議長（菊池隼人） 日程第 3「茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の締結について」議案第 54 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 54 号 茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、国道 197 号と伊方越・亀浦地区の瀬戸内側を結ぶ、約 1.8 km のトンネルを主体としたバイパス町道であり、重要な生活道路であります。トンネル照明設備の経年劣化によりトンネル内の照度の確保が難しくなっています。また、既存の「低圧ナトリウムランプ」が生産中止となっており部分修繕も困難である為、今回、LED 照明設備に更新し、トンネル通行の安全を確保すると同時に、省電力化及び維持費の低減を図るものであります。

主な工事概要は、照明設備の更新で、茅トンネル部 79 台、城の台トンネル部 46 台を施行する計画で、別紙図面の位置において実施するものです。

去る 5 月 29 日に制限付一般競争入札を実施した結果、伊方電気工事株式会社が、1 億 670 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 6 年 3 月 22 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第55号

○議長（菊池隼人） 日程第4「川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について」議案第55号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第55号 川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約14.4kmの町道で、集落間を接続する主要幹線であり、重要な生活道路であります。地すべりの要因により道路の一部が沈下し交通に支障を来している状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたします区間は、塩成地区と川之浜地区の中間付近70m区間の法面对策工事を実施するものであります。

主な工事概要は、道路の海手側の法面を対象に、地すべり抑止工事として、アンカー工41本を施工する計画で、別紙図面のとおり実施するものです。

去る5月29日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が、5,324万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和6年1月19日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第55号「川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第56号

○議長（菊池隼人） 日程第5「残土置き場造成工事請負契約の締結について」議案第56号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 56 号 残土置き場造成工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、伊方町が実施する公共事業から発生する土砂類を現場発生資源として利用し残土置き場を造成する事業で、今回、実施いたします工事は、造成地先端部分の土留擁壁と沈砂池及び盛土内部の排水を処理するための暗渠排水管の設置を行うもので、以降、発生残土量に応じ段階的に工事を進める事としており、今後発生する建設発生土及び災害土砂の運搬先を確保する事で安定的な処理を可能とし、円滑な事業の促進を図るものであります。

主な工事概要は、補強土壁工 102 m²、沈砂池部ブロック積擁壁工 160 m²、暗渠排水管 650mを施行する計画で、別紙図面に表記しておりますとおりに実施するものです。

去る 5 月 29 日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社堀保組が、8,492 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 6 年 3 月 25 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「残土置き場造成工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 57 号

○議長（菊池隼人） 日程第 6 「町道宇和海線道路改良工事（6 工区）請負契約の締結について」議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 57 号 町道宇和海線道路改良工事（6 工区）請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約 14.4k mの町道で、集落間を接続する主要幹線であり、重要な生活道路ではありますが、線形不良及び幅員狭小による離合困難にて交通に支障を来たしている状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたします区間は、塩成地区と川之浜地区の中間付近 80m区間の拡幅工事を実施するものであります。

主な工事概要は、山側の拡幅工事を主体に、ブロック積擁壁工 508 m²、鉄筋挿入工 240 本、排水工 80m、舗装工 418 m²を施行する計画で、別紙図面のとおり実施するものです。

去る 5 月 29 日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が、7,843 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 6 年 3 月 8 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（菊池隼人） 福島議員

○議員（福島大朝） 単年ですが、よろしいですか。

○議長（菊池隼人） どうぞ。

○議員（福島大朝） 2 点ばかり。今工事するとき完全に通行止めを、この何年ぐらい前からですかね、止めるように工事がなってきたと思うんですね。前まででしたら、地元の人たちが軽トラぐらいですかね、そのぐらいの大きさでしたら、もう常時通させていたんですけど、今は完全に通行止めというようなことになって、すごく地域の方々が迂回路もすごく遠いので、何とかならんかということをお申しておるんで、そこらがどのようになって今の通行止めになったのかということをお一つ教えてください。

それと、今回ありがたいことに、2 件の川之浜地区を通る予算が出ていたわけですけど、川之浜の迂回路はですね、すごく頂上線から遠ございます。それで、木がすごく伸びて、トラックの離合とか、トラックがすごく高価なもので、トラックの保冷車の横のサイドに木が当たって傷つけると、1 台 5 千万円ぐらいする保冷車がですね、もう運送会社が何とかしてもらえないんですかというような、すごく嫌がるんですよ。あの上から下りる道。これを今回工事が始まる前にですね、ある程度伐採をできないか。その点、2 点のことをお尋ね申し上げます。

○議長（菊池隼人） 只今の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。2 件のご質問ということで、両方とも通行止めに関連した対策ということになるかと思えます。

まず、1 点目の通行止め本体、そのものについてですけども、ここの町道宇和海線道路拡幅工事をするに当たりまして、ただ単に山を掘削してブロック積擁壁を建築するというものではなくて、ご存じのようにですね、鉄筋挿入工というものを地山のほうに打ち込んでいます。その時にどうしてもやっぱりクレーン車がどうしても座りますので、既存の幅員がもう少し広ければ軽四程度は離合できる、通行できるというところもあるかも分かりませんが、ちょっとそういったものが物理的に通行できないというふうな状況の場合には、やむなく通行止めをさせてもらっています。

今回の工事現場もそうなんですけども、施工に当たりましては施工計画のもと、できる限り片側交互通行なり、そういったものを併用しながら、できるだけ通行に配慮しながら工事を進めたいと思っていますけれども、どうしてもやむなく通行止めする場合には、今まで同様、地区にもお知らせした上で、ご協力をいただきたいというふうに思っております。ぜひよろしく願いできたらと思います。

それと、2点目の迂回路の件、この工事を進めるに当たって迂回路、私も頂上までの間の迂回路は何回も通っていますが、ご指摘のとおり、場所によってはやっぱり木の垂れ下がり、枝のはみ出しというのがあります。先ほどご指摘のとおり、大型車が通行するというのもありますので、そこについては改めて現場のほうも確認させていただきまして、支障がある部分については事前に通行の確保、支障にならないような伐採作業というようなものを計画していきたいというふうに思っておりますので、特にここの部分はというような目線があるようでしたら、また改めてお知らせ、ご助言をいただければ、対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（菊池隼人） 福島議員

○議員（福島大朝） 分かりました。地区がよくなることですので、なるべく地区の方々にも我慢をしていただいて、早く道がよくなることをお願いしておきます。

それと、2点目の木の伐採です。本当はどここの地区も同じなんですけど、今までは地区の方が出でですね、伐採してくれていたんですよ。ですから、いつもいつもそれをお願いするのは気の毒なんで、ぜひ町側から業者にさせていただいてもいいと思うんで、やっていただくようお願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） ありがとうございます。いずれにいたしましても、安全に工事を進めていくということと、地区の協力をいただく。それと、伐採部分に関しても、恐らくあそこの現場は町用地の斜面からの生えている木というのがほとんどになってくると思いますので、もし仮に民有地からということになりますと、その方の同意ということも改めてお願いをしていきまして、できる限り通行の確保に配慮しながら作業を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 他質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第57号「町道宇和海線道路改良工事（6工区）請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第58号

○議長（菊池隼人） 日程第7「町道三崎地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について」議案第58号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第58号 町道三崎地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、集落内における有事の際の避難及び救援活動を可能とし地域の防災機能を強化する事により、安全・安心な生活環境を構築する事を目的に整備するものであります。

今回、計画いたします工事の概要は、全体延長220mの道路新設の内、終点部から62m区間を実施するもので、補強土壁工280㎡、ブロック積擁壁工144㎡、水路工38mなど、別添図面のとおり実施するものです。

去る5月29日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社 三崎建設が、9,262万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和6年3月20日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第58号「町道三崎地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（菊池隼人） 日程第8「障がい者グループホーム新築工事（建築）請負契約の締結について」議案第59号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第59号 障がい者グループホーム新築工事（建築）請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本建築工事は、障がいのある方々が地域の中で自立して生活を送れるように支援する施設の整備を行うものでございます。

工事の概要ですが、別添平面図のとおり、木造平屋建て、延床面積 300 m²の建物であり、2ユニット定員 10 名、男性 5 名、女性 5 名を予定しており、居室 10、キッチンダイニング 2、トイレ 4、脱衣室 2、浴室 2、管理室を設けております。

去る 6 月 7 日に制限付き一般競争入札を実施した結果、堀田建設株式会社伊方支店が、1 億 2,245 万 2 千円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 6 年 1 月 31 日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号「障がい者グループホーム新築工事（建築）請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 60 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「三崎製氷施設の指定管理者の指定について」議案第 60 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） 議案第 60 号 三崎製氷施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、三崎漁業協同組合の事業譲渡及び解散に伴い、令和 5 年 6 月 30 日をもって指定管理者の指定解除の申し出があったため、伊方町製氷施設条例の規定に基づき、令和 5 年 7 月 1 日からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております、次期指定管理者につきましては、本年 5 月に申請を依頼し、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経ております、愛媛県漁業協同組合が、選定され、令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 9 カ月間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号「三崎製氷施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 61 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について」議案第 61 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） 議案第 61 号 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、三崎漁業協同組合の事業譲渡及び解散に伴い、令和 5 年 6 月 30 日をもって指定管理者の指定解除の申し出があったため、伊方町種苗生産施設条例の規定に基づき、令和 5 年 7 月 1 日からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております、次期指定管理者につきましては、本年 5 月に申請を依頼し、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、愛媛県漁業協同組合が選定され、令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年 9 カ月間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 2 点ほど確認させていただきたいんですけど、先ほどの製氷施設と種苗施設ですが、6 月 30 日で委託解除というようなことの方針となったということですが、これに関して指定管理者管理委員会は解除の協議を行ったのかどうか。

それから、また普通は新しく指定管理者を移転する場合は、新たに公募とかそういったことをすることが通常と思いますが、ちょっと私は記憶がないんですけど、この件につきましては公募等はされたかどうか、ちょっと改めて確認の意味でお伺いしたいんですけど。

○議長（菊池隼人） 只今の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） 1点の審査委員会の件でございますけれども、審査委員会でも6月30日で指定解除の申し出があったということを諮っております。

2点目の分ですけれども、5月のほうに申請の依頼をかけてあります。それから、その後伊方町の指定管理者の選定委員会の審議を経てということで、公募等はしておりません。

以上でございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 公募はしていないということでございましたけれども、指定管理制度の中では公募が原則ではないのでしょうか。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） 公募しなかった理由でございますけれども、三崎漁協から愛媛県の漁協のほうへの事業譲渡によるものでございまして、職員の雇用や施設運営体制について変動がなく、運営実態の継承及び事業の同一性が引き継がれるために、そういうふうなことにしました。

以上でございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 実態は右から左ということで、あまり変わらないということの答弁だったように思いますけれども、表面的にはやはり解散して別法人になったわけですので、細かく言えば条例違反に値する可能性もあると思いますけれども、そのあたりよく精査をしていただきたいと思います。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） ご指摘があった件に関しましては、しっかりと受け止めてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第61号「三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第62号

○議長（菊池隼人） 日程第11「伊方町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」議案第62号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（林 栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林 栄作） 議案第62号 伊方町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町獣肉処理加工施設条例の規定に基づき、令和6年1月からの指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております、指定管理者につきましては、本年4月に公募を行い、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、合同会社旅するジビエちゃんが選定され、令和6年1月1日から令和10年3月31日までの4年3カ月間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第62号「伊方町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第63号

○議長（菊池隼人） 日程第12「公有水面埋立の意見答申について」議案第63号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第63号 公有水面埋立の意見答申について、提案理由をご説明いたします。

本件は、町道湊浦奥線道路改良事業に伴い公有水面埋立の免許を得るため、別表地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議ない旨を愛媛県知事に答申いたしたいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

免許の内容につきましては、埋立位置は、伊方町川永田字西崎甲 1 番 6 に接する道路から同字大星甲 1593 番 1 に接する堤の地先公有水面で、埋立面積が 574.64 m²、埋立地の用途は道路用地で、埋立に要する期間は免許の日から令和 8 年 6 月 30 日でございます。

埋立免許の概要といたしまして、公有水面埋立図面を添付させていただいております、赤色で着色及び表記しております部分が、今回、埋立免許を受ける部分であります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 63 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号「公有水面埋立の意見答申について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 64 号

○議長（菊池隼人） 日程第 13「財産の無償貸付について」議案第 64 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 64 号 財産の無償貸付けについて、提案理由を説明いたします。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に基づき、財産を無償にて貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

まず、貸付財産ですが、土地で、所在地が、湊浦字白崎 1 番地 15。地目は、雑種地、面積は、1,000 m²であります。貸付の目的は、地域経済の活性化及び移住・定住促進に向けた住宅確保を目的に町内で整備する賃貸住宅について、その安定的な運営及び継続的な管理を支援するため、また、公有財産の有効活用の観点から無償で貸付けることとするものであります。

貸付の相手方は、株式会社エムケー代表取締役松川慎。貸付の期間につきましては、貸付契約の締結日から、令和 25 年 3 月 31 日までとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 64 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 65 号

○議長（菊池隼人） 日程第 14「財産の無償貸付について」議案第 65 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 65 号 財産の無償貸付について提案理由を説明いたします。

本案についても、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に基づき、財産を無償にて貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

貸付財産ですが、土地で、所在地が、塩成 2300 番地 3。地目は、宅地面積は、1,010.26 平方メートルであります。

貸付の目的は、地域経済の活性化及び雇用創出を目的に町内で運営する事業所の立地について、その安定的な操業及び継続的な雇用を支援するため、また、今夏の佐田岬半島ミュージアムのオープンに合わせ、官民連携による相乗効果で集客効果を上げるための方策をエリア全体で推進するため、無償で貸し付けることとするものであります。

貸付の相手方は、株式会社 風車。代表取締役阿部光。無償貸付の期間につきましては、変更契約の締結日から、令和 33 年 5 月 23 日までとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 65 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

発議第 5 号

○議長（菊池隼人） 日程第 15「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について」発議第 5 号を議題といたします。

本案につきましては、6 月 14 日及び 23 日開催の議員全員協議会でお示しし、議員各位にご理解をいただいているものと存じます。

したがいまして、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。これより、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件・原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件・亀ヶ池温泉対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（菊池隼人） 日程第 16 から日程第 20 まで「各委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長、原子力発電対策特別委員長、議会改革特別委員長、亀ヶ池温泉対策特別委員長及び公共施設環境改善対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち議会の運営に関する事項等について、継続調査の申し出がありました。

日程第 16 から日程第 20 までの 5 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

お諮りいたします。この際、使用済樹脂貯蔵タンクの増設の妥当性について調査するため、これを原子力発電対策特別委員会に付託したいと思ひますが、ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、使用済樹脂貯蔵タンクの増設の妥当性についての調査は、原子力発電対策特別委員会に付託することに決定しました。

閉会宣告

○議長（菊池隼人） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、会期中、慎重審議をいただきまして、ご提案申し上げました全議案に対しまして、ご承認を賜り誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受けとめ、予算の執行等につきましては慎重を期してまいります。

豪雨や土砂災害などの危険性が高くなる時期を迎えております。町民の皆様が安心・安全な生活ができますよう、引き続き、消防など、関係機関との連携を密にし、町の防災力強化に努めてまいります。

今後におきましても、議員各位におかれましては、町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（菊池隼人） これをもちまして、伊方町議会第 73 回定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

（閉会時間 11 時 47 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員